

役員等の報酬等・費用弁償 に関する規程集

社会福祉法人笑優会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人笑優会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう（以下、常勤役員である理事を常勤理事、同じく監事を常勤監事という）。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費・日当等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、理事に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員の報酬は、定款第8条に定めるとおり無報酬とする。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に理事として出席する場合には、第5条を適用して費用弁償を行う。

(報酬等の支給基準)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,500万円以内とする。

- 2 この法人の監事の報酬は、無報酬とする。
- 3 この法人の常勤理事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 この法人の非常勤理事の報酬は、無報酬とする。
- 5 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
- 6 役員がその任期を満了し業務を全うし退任した場合、理事長・副理事長の場合は100,000円、その他の役員に対しては50,000円の退職手当を支給する。1期以上の任期を務めたのち健康上の理由により任期途中で退任した場合はそれぞれの半額を支給する。但し、役員が職員としての立場を有する場合は退職手当を支給しない。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員に対する費用弁償は、別に定める役員等旅費等支給規程に基づいて行うものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月24日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、現金をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年3月18日（評議員会の議決日）から施行する。

(改正) 平成31年4月1日から施行する。

(改正) 令和2年4月1日から施行する（社会福祉法人笑優会役員等報酬規程は廃止する）。

別表 常勤理事俸給表

役職	月額
理事長	60万円
副理事長	35万円
上記以外の常勤理事	35万円

《報酬等の金額算定方法について》

・報酬等の算定基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。

・評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される（国当団体等の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程を支給基準の別紙として位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁へ提出すること。）

・評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定課程から具体的な報酬額が決定されたかを第三者が理解することが困難であり、法人としての説明責任を果たすことはできないため、認められない。

役員等旅費等支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人笑優会の理事、監事、第三者委員、評議員選任・解任委員及び評議員（以下これらをまとめて「役員等」と称する）の費用弁償（旅費及び日当の支給）の基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。ただし、役職を兼ねている場合は、一つの役職によってのみ支給する。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、役員等が職務の執行のために自宅又は主たる勤務場所（常勤の理事・監事においては当法人の施設）とそれら以外の目的地（非常勤の役員等においては当法人の施設を含む）との間を移動する際の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（高速道路の料金及びその他の道において徴収される交通料金を含む）、食事代及び宿泊料とする。

(旅費の支給基準)

第3条 役員等に対する旅費の支給基準は別表1の通りとする。

(旅費の計画)

第4条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情による場合はその限りでない。

(概算払い)

第5条 旅費は概算払いをすることができる。

2 概算払いをうけ旅行した者は帰着後、直ちに精算しなければならない。

(旅費の調整)

第6条 理事長は、特別な事情によりこの規程により難い旅行の旅費については、理事会の事前の承認を得て調整した金額を支給することができる。

(日当の支給基準)

第7条 役員等に対する日当の支給基準は別表2の通りとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(改正) 令和2年4月1日から施行する。

(別表)